

20林災防埼玉005号  
平成20年 4月 1日

関係事業体・事業主各位殿

林業・木材製造業労働災害防止協会埼玉県支部  
支部長 坂東 正一郎

木材加工用機械作業主任者技能講習会の開催について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、昨年10月16日をもって厚生労働省関係法律の整備に関する法律（平成15年法律第102号）付則第5条第2項の規程に基づき、登録機関として本講習開催の許可がおりました。

ご承知のこととは存じますが、木材加工用機械作業主任者は、労働安全衛生法第14条並びに労働安全衛生施行令第6条第6号により選任することとなっております。

従い、この規定に違反して万一事故が発生したときは、労働安全衛生法による罰則のほか、労働者災害補償保険法（通称労災保険）第31条第3項によって故意又は過失により生じさせた事故との判断がなされると、その保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業者が徴収されることにもなりかねません。

今回、木材協会への登録において加工機械を一台でも所有していると申告されている事業体を含め関係事業主の皆様へ、受講者のご都合も考慮した結果、添付別紙の要領の通り土・日の開催とさせて頂きましたので、是非受講いただければと存じます。

今回初めての開催でもありますので、どれだけご参加くださるのかなど正確な状況が把握できかねております。

従いまして今回は参加者の多いところを考慮した会場の選定を行いたく考えており、会場申込の都合もありますので、別添「講習申込書」により申込をいただきたいと存じます。なお、写真はあとから送付いただいても結構です。

申込期限は5月30日とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

開催場所予定：①さいたま市内 ②寄居（埼玉県寄居林業事務所予定）

③飯能（飯能合同庁舎予定）のいずれかを予定しています。

今後ご案内の参考とする為、上記とは別にお手数ですが下記該当するところに○印をつけて必ずご回答下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

事業体名	1. 今回参加を予定する。
	2. 今回参加できないが案内を続けて欲しい。
	3. 今後とも案内は不要である。

FAX番号：048-824-0720

以上